

●令和8年3月1日以降の入札から、工事内訳書の様式が変更になります。

遊佐町役場総務課

本町の公共工事入札制度においては、ダンピング受注の防止等のため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、平成27年4月14日より、入札時の入札金額内訳を記載した工事内訳書の提出をお願いしてきました。

今般、法改正により、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために必要な経費の内訳を記載しなければならない旨が規定され、入札時に入札書と同時に入札参加者に提出を求める工事費内訳書の様式例が示されました。

これを受けて、本町でも、これまでの工事内訳書様式例を変更し、土木工事用及び建築工事用の様式例を新たに設け、それぞれに材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建設退職金共済の掛金及び安全衛生経費を内訳欄に追加し、令和8年3月1日以降執行の入札より、入札参加者に内訳金額の記載を求めることとしましたので、お知らせいたします。

○主な変更点

- ①これまでの土木・建築を兼ねた様式を、それぞれの様式に変更。
- ②内訳に、材料費、労務費、従業員の法定福利費、建退共掛金、安全衛生経費の欄を追加。

【運用上の留意点】

実際の入札にあたっては、入札に係る設計図書、質問票等の配付時に、入札時に提出いただく工事内訳書様式もお渡ししますので、そちらをご使用ください。